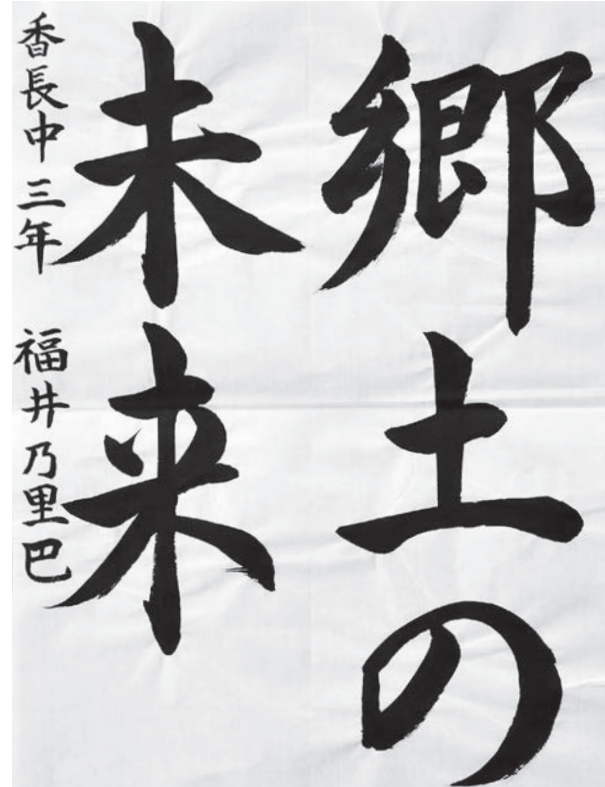


児童生徒の作文・習字募集事業 優秀作品

南国市制施行60周年記念事業に寄せられた小中学生の作品作文214点と習字567点から特に優れた作品(令和元年10月1日の記念式典にて表彰された8作品を昨年12月号から連載しています。今月号は最終回で、南国市長賞を受賞された2作品です。南国市の未来をテーマに、子どもたちのふるさとへの誇りや願いが綴られた作品をぜひご覧ください。

■習字部門 南国市長賞
香長中学校三年 福井 乃里巴さん



■作文部門 南国市長賞
国府小学校六年 澤村 悠世さん
『未来の南国市』

ぼくの通う国府小の校区の自まんは、地域の人々が優しいことです。毎朝、交通安全の旗を持って、横断歩道で登校するぼく達に「おはよう。」と声をかけてくれます。ぼく達は、小さい時からずっと地域の人々に見守られてきました。もう一つの自まんは史跡です。聖武天皇が作った国分寺や永源寺、紀氏邸址、比江庵寺址、古墳などたくさんあります。史跡保存会の方から、古墳の中にあつたものは、外国の博物館にあると聞きました。ぼく達は、そのような所で写生をしたり、俳句を作ったり、虫取りをしたりして遊んできました。

この前、社会科で習った仁徳陵が世界遺産になったというニュースを見て、ぼくは、南国市も、全国から宮大工を集め、これから何百年も残っていくようなお寺をもっとたくさん建て、これまで大切にしてきた史跡と何百年後に世界遺産になれるような新しいお

寺を合わせて世界遺産に登録すればいいのになと思いました。世界遺産になると、県外や外国からいろんな人が集まって来てにぎやかになるからです。観光に来た人を案内したり、気持ちよく観光できるようにそうじをしたり、いろいろな役割ができて、お年寄りも張り切ることができ、地域全体が元気になると思います。お店などもできて働く場所が増えると思います。そして、観光に来た人々に、地域の人達の優しさや歴史を知ってもらったら、きっとすごいと思ってもらえると思います。

また、お寺は、静かで心落ち着くから、仕事で疲れた人々には、心と体を休めて心おだやかになってもらえると思います。子供達にとっては、虫取りやおにごっこを安心してできる遊び場になると思います。

未来の南国市は、史跡をとおして、人々の優しさや地域の自まんを世界に伝えることができる、明るく元気で、安心して生活できる「まほろばの里」になってほしいです。

税務課からのお知らせ

土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿を見ることができます

縦覧期間	4月1日(水)～6月1日(月) 8:30～17:15 ※閉庁日(土・日曜日、祝日等)を除く
縦覧場所	税務課資産税係 1階 13番窓口
縦覧資格者	令和2年1月1日現在の固定資産税の所有者で、固定資産税の納税者または納税者から縦覧の委任を受けた方
縦覧対象物件	納税者本人所有資産以外の土地または家屋の評価額 ※土地のみを所有している方による家屋の縦覧や、家屋のみを所有している方による土地の縦覧はできません。
必要な物	本人確認用書類(【注】運転免許証など)または納税通知書(R2年度分受取後) 【注】:官公署発行(顔写真付き)の書類は1点確認。ただし、保険証など顔写真無しの書類の場合は2点確認となります。 ※代理人は委任状が必要です。 ※法人の場合は代表者印の押印が必要です。
手数料	無料

※「誰々さんの(どこそこの)土地と家屋の分を縦覧したい」との要望には、地方税法の守秘義務の規定に抵触しますので、お答えできません。あらかじめ縦覧箇所の所在地番などを確認の上、縦覧してください。

■問い合わせ
税務課資産税係
☎880-6554

廃車や名義変更の届出はお早めに

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者(登録名義人)に納めていただく税金です。

廃棄や譲渡をしていても、廃車や名義変更の届出をしていない場合は課税されますのでご注意ください。

そのほか、盗難に遭った、市外に転出した、所有者がなくなったなどの場合にも届出が必要です。

※4月2日以降に廃車や名義変更をしても、その年度は課税されます。払い戻しはありません。

車種	届出先
原動機付自転車 (50cc～125cc、ミニカー) 小型特殊自動車、農耕作業用自動車	南国市税務課税務管理係 ☎880-6554
軽二輪車(126cc～250cc)	高知運輸支局登録課 ☎050-5540-2077
二輪の小型自動車(251cc～)	
軽自動車	軽自動車検査協会 ☎050-3816-3125

届出をしないでいると!

- ・廃棄したり人に譲ったりしたのに税金のお知らせが届く。
 - ・車や税金に関する大事なお知らせが届かない。
 - ・盗難や事故の際に使用者や所有者の確認が遅れる。
- などの支障が生じる恐れがあります。

●農耕作業用自動車も届出を

乗用装置を有するトラクターやコンバインなどは課税されますので、取得した場合には登録の届出が必要です。

●身体障害者手帳などを お持ちの方へ

心身に障がいのある方などで、一定の要件に該当する方は減免を受けることができます。5月25日(月)までに申請してください。前年度に減免の決定を受けた方には、3月中に減免の要件を確認する書類(使用状況届)を郵送します。減免の継続を希望する方は、忘れずに返信してください。

■問い合わせ/税務課税務管理係 ☎880-6554